

千葉県動物愛護管理推進計画（令和5年度改定版）

～人と動物の共生する社会の実現を目指して～

目次

第1 動物愛護管理推進計画の策定

- 1 計画の目的
- 2 策定の根拠
- 3 計画期間

第2 動物の愛護及び管理に関する現状と課題

- 1 犬及び猫の引取り
- 2 野犬等の捕獲
- 3 所有明示措置
- 4 殺処分数
- 5 苦情及び指導助言数
- 6 猫に係る問題
- 7 動物愛護推進員と動物愛護管理推進協議会
- 8 災害時における動物の救護
- 9 狂犬病予防
- 10 特定動物の飼養・保管
- 11 動物の多頭飼養

第3 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する目標と基本的な方針

- 1 目標
- 2 連携、協働による施策の推進
- 3 飼い主責任の徹底
- 4 地域における取組に対する支援

第4 課題への取組

- 1 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備
 - (1) 動物愛護管理推進協議会の設置
 - (2) 動物愛護推進員の委嘱
 - (3) 関係機関、関係団体等との連携、協力

(4) 人材育成

2 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策

- (1) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保
- (2) 地域における取組に対する支援
- (3) 所有明示措置の推進
- (4) 動物取扱業の適正化
- (5) 実験動物の適正な取扱いの推進
- (6) 産業動物の適正な取扱いの推進
- (7) 人と動物の共通感染症に関する普及啓発
- (8) 特定動物による危害の防止
- (9) 犬又は猫の多頭飼養の適正化

3 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策

- (1) 普及啓発等
- (2) 災害時動物救護活動マニュアル
- (3) 体制の整備

4 動物の愛護及び管理に関する普及啓発

- (1) 各機関、各団体等との協働による普及啓発活動
- (2) 各種教室等の開催制度の確立

第1 動物愛護管理推進計画の策定

1 計画の目的

「人と動物の共生する社会」の実現に向けて、千葉県が実施する施策の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行すること等を目的としています。

2 策定の根拠

本計画は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号、以下「動物愛護管理法」という。)第6条に基づく計画であり、平成18年10月31日に公表された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(最終改正:令和2年環境省告示第53号、以下「指針」という。)に即して策定しています。

3 計画期間

本計画の期間は令和5年度から令和12年度までの8年間としますが、毎年、計画の達成状況を点検し、施策に反映します。

また、社会情勢の変化を考慮し、令和7年度を目途として計画の見直しを行います。

第2 動物の愛護及び管理に関する現状と課題

1 犬及び猫の引取り

(1) 現状

ア 動物愛護管理法により、引取りを求められた場合には犬及び猫を引き取ることが都道府県等に対して義務付けられています。

この規定は、犬及び猫の安易な遺棄の横行、それによる野良犬や野良猫の増加とこ
う傷事故など人への危害の頻発という社会問題化していた状況に対処するため、犬
及び猫の遺棄を未然に抑止していく具体的な方策として定められたものです。

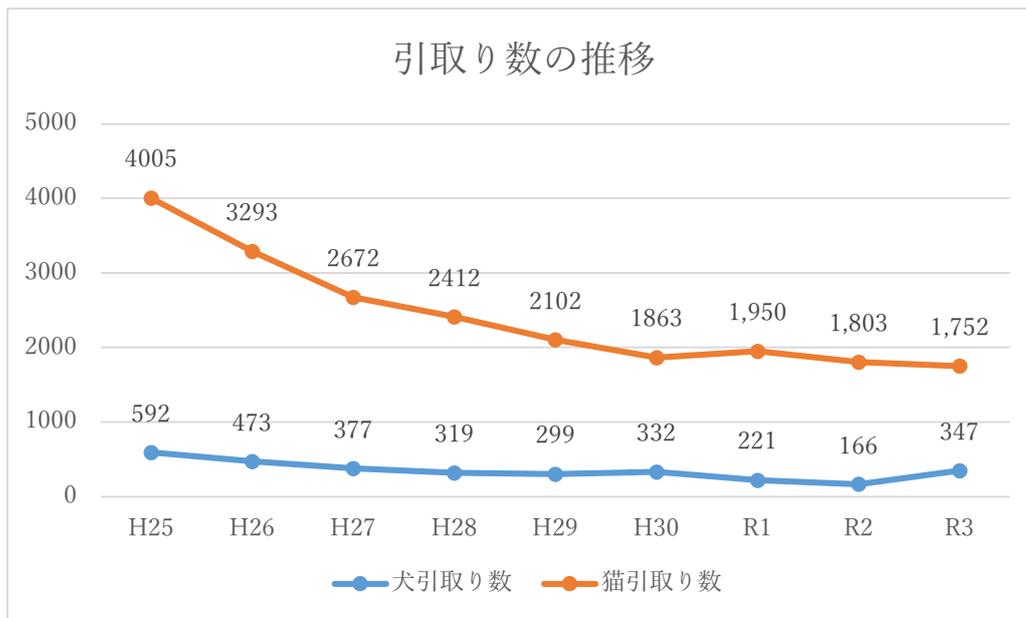
イ 令和3年度に引き取られた犬猫のうち、子猫が全体の65%程度を占めており、さ
らに、その約93%が「飼い主のいない(又はわからない)子猫」となっています。
このことから、引取り数を減少させるためには、飼い主の適正飼養の徹底と遺棄防
止策を図るとともに、みだりな繁殖を防止するため、不妊去勢手術の実施を推進し、

飼い主のいない猫の増加を防ぐ方策が必要です。

ウ 千葉県(千葉市、船橋市及び柏市を除く)では、平成 17 年度には引取り窓口を獣医師の資格を持つ職員が対応できるよう県の施設のみ(18 箇所)とし、平成 18 年度からは飼い主からの引取りを有料としました。

また、平成 23 年度からは、事前相談制を導入し、新たな飼い主探しやしつけ方に関する助言を実行する時間を確保するため、原則として依頼日から 2 週間は引取りを行わないこととしました。

更に、平成 24 年改正法では、所有者から犬又は猫の引取りを求められた際、引取りを求める相当の事由がないと認められた場合(繰り返し引取りを求められた場合、老齢や病気を理由とした場合、予め譲渡先を見つけるための取り組みを行っていない場合等)には、都道府県等はその引取りを拒否することができることと規定されました。



(2) 課題

引取り頭数が減少していることから、不妊去勢措置や適正飼養などの飼い主責任がある程度普及してきたと考えられますが、近年は下げ止まり傾向にあります。令和元年度の動物愛護管理法改正により、繁殖制限の措置が義務化されたことについての周知が必要です。また、飼い主のいない猫の引取りを更に減少させることが必要です。

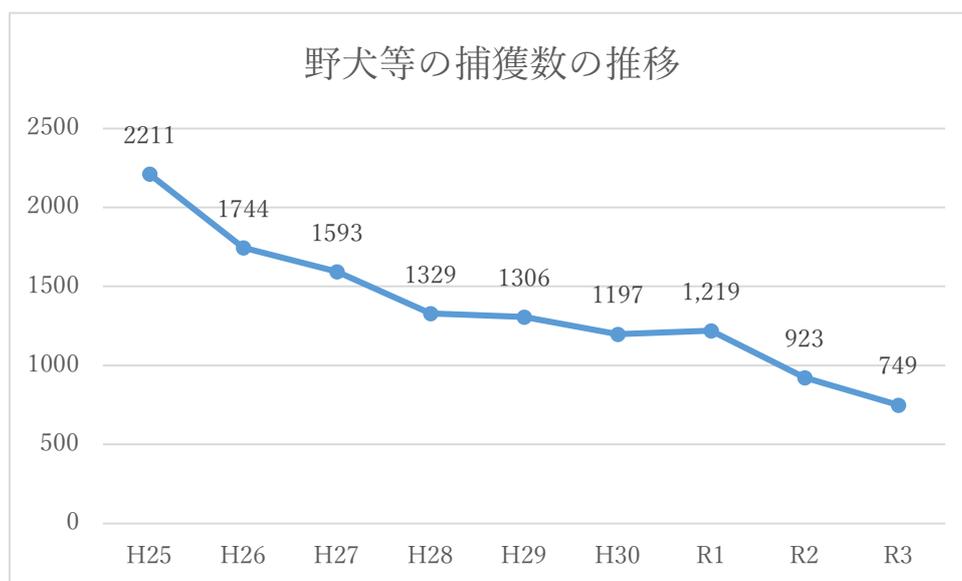
2 野犬等の捕獲

(1) 現状

ア 千葉県においては、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）及び各自治体の条例に基づいて、住民からの苦情や申し出等があった場合、係留等されていない犬を捕獲しています。

イ 昭和 45 年と昭和 46 年、野犬によって子供がかみ殺される事件が相次いだことにより、野犬等による危害や被害を防止するため、野犬の捕獲を強化していた時期があります。

ウ 千葉県における犬の捕獲頭数は、令和 3 年度現在、約 750 頭であり、10 年前の約 3 分の 1 になっています。ペットを単なる愛玩動物としてではなく、家族の一員、人生のパートナーとして扱う人々が増えてきたこと、屋内飼養が広まるなど飼養形態が変化してきたこと、飼い主の意識が向上してきたことなどが要因として考えられます。



(2) 課題

放し飼いや飼い主による遺棄が疑われる事例が未だに認められます。飼い主責任の徹底と適正飼養に関する普及啓発、犬の放し飼い及び動物の遺棄禁止等に関する法令の周知を一層進めていく必要があります。

3 所有明示措置

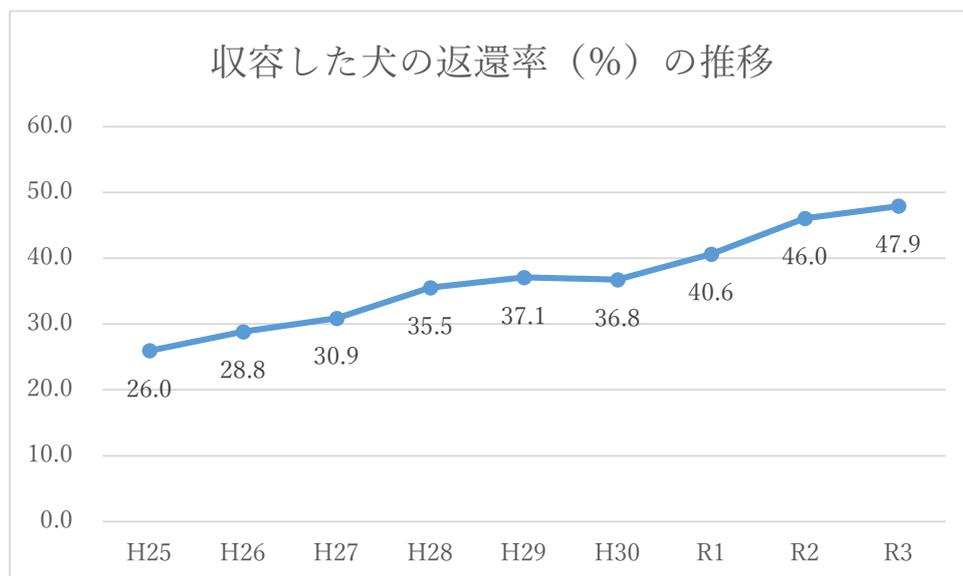
(1) 現状

ア 千葉県では、飼い主不明の犬を收容した場合、收容した場所の市町村の掲示板等で、その犬の情報を「公示」しています。

イ 千葉県動物愛護センター、千葉市動物保護指導センター、船橋市動物愛護指導センター及び柏市動物愛護ふれあいセンター等では、收容動物の写真をホームページ上で公開し、飼い主への返還率を向上させる取組を行っています。

ウ 令和3年度現在、收容された犬のうち、飼い主の元に戻ることができたのは約48%です。

また、收容された猫のうち、飼い主の元に戻ることができるのは数%にすぎません。



(2) 課題

收容した犬及び猫には、所有明示措置（マイクロチップ、飼い主の氏名や連絡先を記載した首輪や名札、鑑札及び注射済票の装着など）がなされていないことが多く、飼い主に連絡できない場合がほとんどです。

また、せっかくマイクロチップを装着していても、所有者情報が登録されていなかったり、登録情報が変更されていないために、所有者が判明しない場合があります。

なお、県内の犬及び猫のマイクロチップの登録数は、令和3年度末現在 191,652 頭で、平成26年度に比べて倍以上になっていることから、マイクロチップに関する認知度は上がってきていると考えられます。

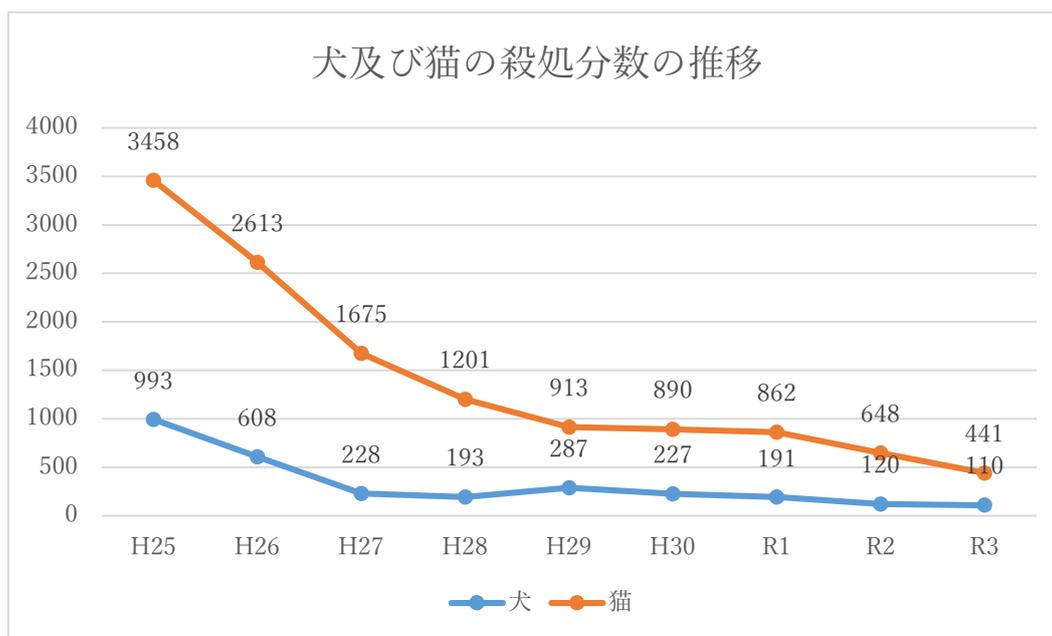
4 殺処分数

(1) 現状

ア 捕獲や引取りなどで収容される犬及び猫のうち、治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等で、譲渡することが適切でないものは殺処分されています。

イ 千葉県では、殺処分数を減少させることを目的として、平成 19 年度から一般飼養者だけではなく、再譲渡を目的としたボランティア(団体、個人)に対する譲渡を実施しています。また、平成 29 年度からは、一時的に哺乳期の子猫の預かりをお願いする「子猫の一時飼養ボランティア」制度を開始しました。

ウ これまでの適正飼養に関する普及・啓発等によって収容される動物が減少していることやボランティアの協力による譲渡事業の促進等に伴って、千葉県の殺処分数は、10 年前の約 10 分の 1 となっています。



(2) 課題

殺処分される犬及び猫の数をさらに減らす為には、返還や譲渡を促進するとともに、飼い主の適正飼養を推進することにより、捕獲や引取りによる収容数を減らすことが必要です。

5 苦情及び指導助言数

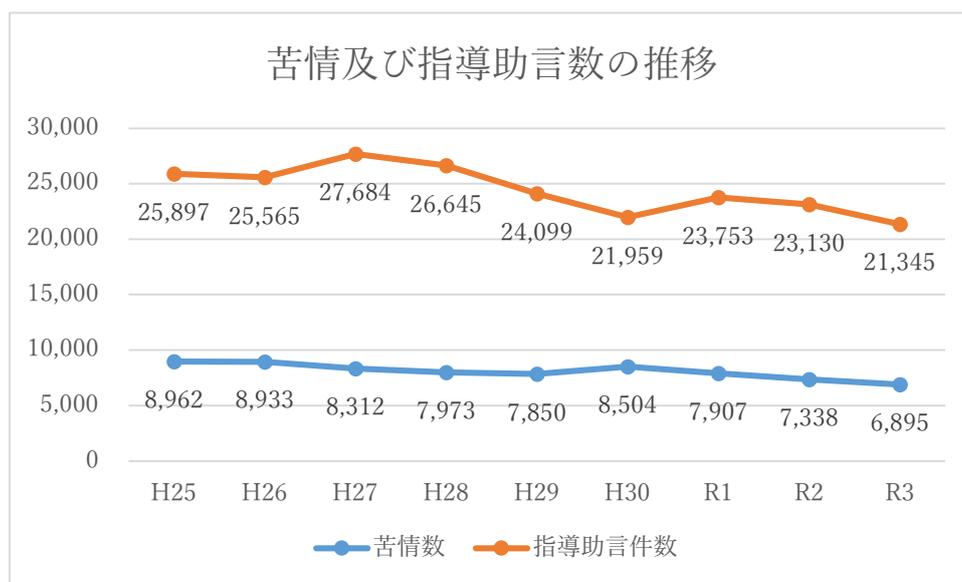
(1) 現状

ア 苦情の例として、「畑を荒らされて困る」、「庭に入ってきて困る」、「大きな犬が放

れていて危ないので捕まえてほしい」、「近くのペットの鳴き声や臭いがひどい」、「不適切な飼い方をしている」、「虐待ではないか」など、多種多様な内容の申し出があります。また、近年は、SNS等で発信された情報に対する第三者からの通報が増加しています。

イ 指導や助言を求められる例として、「新しい飼い主を探してほしい」、「病気が治らない」、「鳴き声や臭いで近所から苦情を言われた」、「しつけを教してほしい」、「飼えなくなったので引き取ってほしい」、「ペットが死んでしまったがどうしたらよいか」、「狂犬病の予防注射をしたい」、「犬の登録はどこで申請するのか」などがあり、多岐にわたる指導や助言を行っています。

ウ 保健所等へ問い合わせのあった苦情及び相談件数の内訳をみると、捕獲依頼の件数よりも、農作物を荒らされて困る、鳴き声がうるさい、汚物などによる悪臭がひどい、などの生活環境に関する被害の苦情及び相談の占める割合が高くなっています。



(2) 課題

ペットを飼養する世帯が増加していること、都市化の進展等による周辺環境の変化などにより、苦情となるケースが増加していることが考えられます。

そのため、苦情の原因となる不適正な飼養方法等を改善するための指導・助言や普及啓発が必要です。

6 猫に係る問題

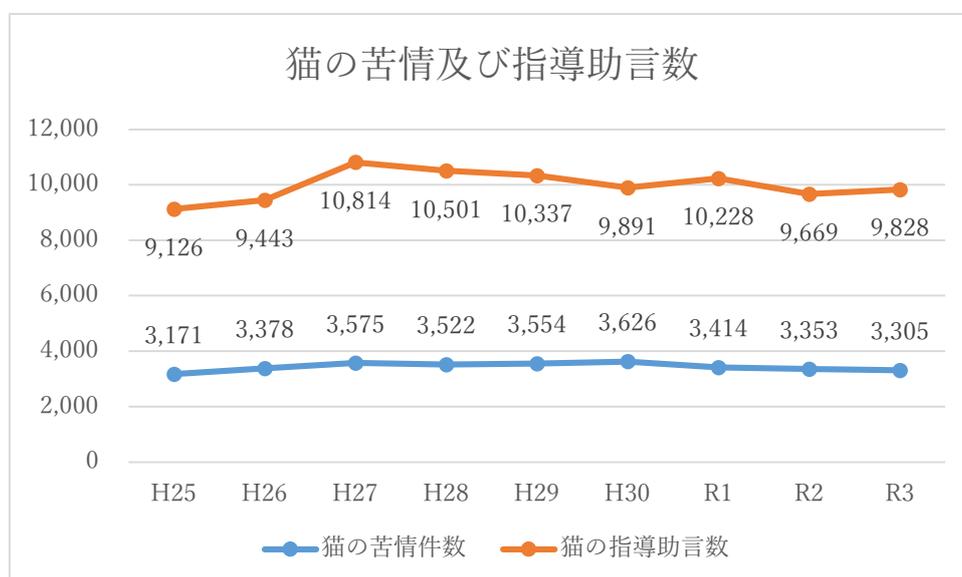
(1) 現状

ア 引取りを求められる犬及び猫のうち約90%（令和3年度）が猫であり、そのうち約78%が子猫(91日齢未満)です。

イ 屋外飼養や飼い主のいない猫による、庭やゴミ荒らし、ふん尿、鳴き声などの迷惑問題が少なくありません。

ウ 猫については犬のような登録制度がないため、飼養頭数等が把握できません。

また、首輪や迷子札等の装着や屋内飼養が徹底されていないことから、飼い猫、飼い主のいない猫の区別ができない状況にあります。



(2) 課題

ア 不幸な子猫が生まれないようにするため、不妊去勢措置をすることが大切ですが、飼い主のいない猫が多いことが問題となっています。

イ 猫の健康・安全の保持や周辺的生活環境の保全のため、屋内飼養に関して一層の普及啓発が必要です。

ウ 飼い主のいない猫に対して、地域の同意を得ず、単に餌を与えるだけの行為が地域住民に対する迷惑やトラブルの増加につながっています。そのため、野良猫に餌を与える際の注意事項を周知するとともに、状況に応じて指導や助言が必要です。

また、地域住民が主体となって、ボランティアや行政などの関係者が協働して実施する「地域猫活動」等の取組が必要とされています。

※地域猫とは・・・

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいない猫のこと。

その地域にあった方法で、管理者を明確にし、対象となる猫を把握するとともに、餌や糞尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など地域のルールに基づいて適切に管理し、これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせる猫をさします。

7 動物愛護推進員と動物愛護管理推進協議会

(1) 現状

ア 平成 20 年度に協議会を設置し、平成 21 年度に動物愛護推進員（以下「推進員」という。）48 名を委嘱しました。令和 3 年度末現在、72 名を委嘱しています。

イ 推進員の役割は「動物愛護と適正飼養の重要性の周知」、「不妊去勢措置に関する助言」、「譲渡のあっせん」、「行政施策への協力」、「災害時において国・県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力」などで、種々の問題を解決するための役割を担っています。

(2) 課題

ア 推進員については、県全域での県民への委嘱や、行政と連携した活動を推進していく必要があります。

イ 推進員の母体となる協議会は、推進員の委嘱方法や活動支援方法の改善について検討する必要があります。

8 災害時における動物の救護

(1) 現状

ア 千葉県では、「千葉県地域防災計画」に基づき、「災害時動物救護活動マニュアル」を作成して体制整備を進めており、平成 23 年度に公益社団法人千葉県獣医師会、公益財団法人千葉県動物保護管理協会及び千葉県飼鳥獣商組合と災害時動物救護に係る協定を締結しました。

イ 平成 23 年 3 月の東日本大震災発生に伴い、上記 3 団体と「千葉県動物救護本部」を設置し、県内及び東北 3 県の被災者が飼養する動物の一時預かりのあっせんや物資の提供等を行いました。

ウ 令和3年度末現在、県は公益社団法人千葉県獣医師会、公益財団法人千葉県動物保護管理協会、東関東ケネル事業協同組合、公益社団法人日本愛玩動物協会の4団体と協定を締結しています。

また、千葉市は千葉県獣医師会千葉支部と、船橋市は京葉地域獣医師会と、それぞれ協定を結んでいます。

エ 令和元年房総半島台風等の災害時には、避難所を設置した市町村のうち、6割以上の市町村でペットの受け入れ可能な避難所が開設されました。

(2) 課題

ア 災害発生時には、各市町村に設置される避難所において、同行避難（飼い主と一緒に避難）した動物の飼養場所の確保や、負傷及び病気の治療や飼養管理など動物救護活動への対応が求められます。

イ 同行避難の模擬訓練や防災セミナー等による動物関係団体との協力体制の更なる整備・強化が求められます。

ウ 飼い主に対して平常時から災害への備え（ワクチン接種、所有明示措置、しつけ、ケージや備蓄品の確保等）について普及啓発することが必要です。

エ 今後の災害に備え、課題を整理した上で、同行避難の受け入れ体制が整備されるよう、市町村との連携が必要です。

9 狂犬病予防

(1) 現状

ア 日本では、昭和33年以降、狂犬病の発生はありません。しかし、狂犬病は日本の周辺国を含む世界のほとんどの地域で発生しており、常に侵入の脅威にさらされています。世界保健機関（WHO）の2017年の発表によると、狂犬病による年間の死亡者数推計は59,000人です。

イ WHOのガイドラインによると、狂犬病が国内に侵入した際、ウイルスのまん延を防止できる目安は、ワクチン接種率70%とされています。

ウ 千葉県の狂犬病予防注射実施率（狂犬病予防注射実施数／登録数）は、約70%を維持しています。

エ 一方で、全国の犬の飼養頭数は、登録数の約1.2倍の730万頭とも推計され、千葉県においても未登録犬の存在が考えられます。

オ 令和3年度現在、千葉県内の犬の登録数は約 310,000 頭です。その 1.2 倍の約 371,000 頭を推計飼養頭数とすると、狂犬病予防注射実施率は約 59%となり、70%を大きく下回ることとなります。

(2) 課題

千葉県は、空港や港を通して海外との物流も盛んなことから、狂犬病侵入のリスクは高いと考えられます。狂犬病のまん延を未然に防止するため、各地域における犬の飼養頭数を正確に把握するとともに、予防注射実施率を上げることが継続的な課題です。

10 特定動物の飼養・保管

(1) 現状

ア 動物愛護管理法では、人の生命、身体又は財産に害を与えるおそれがある動物を「特定動物」として指定しており、その動物を飼養・保管する場合には許可が必要になります。

イ これまでに、全国各地で特定動物による殺傷事案や逸走が発生しています。

ウ 令和元年度の動物愛護管理法改正により、特定動物の対象に、特定動物が交雑して生じた動物が加わるとともに、新規の愛玩目的での飼養・保管が禁止されました。

(2) 課題

特定動物を飼養・保管する場合は許可が必要であり、適切な飼養管理について周知する必要があります。

また、特定動物の飼養・保管者は、事前の逸走防止対策を図り、万が一、逸走させてしまった場合には、適正な危害防止措置が求められます。

さらに、関係機関等との特定動物の飼養に関する情報の共有を図る必要があります。

11 動物の多頭飼養

(1) 現状

多数の動物を飼養・保管する場合、適正な飼養環境の維持が困難となり、周辺環境を悪化させてしまう事例、適正に管理できる数以上に増えてしまい、世話ができなくなってしまう事例、虐待等につながる事例が発生しています。

(2) 課題

周辺環境への影響を抑え、虐待や継続飼養が困難となる事態を未然に防ぐため、関係機関等と連携を図りながら早期に飼養状況を把握し、指導や助言を行う必要があります。また、飼い主の身体的、経済的な問題等で繁殖防止措置等を行うことが難しいため、飼養状況の改善に向けて継続的な支援が必要なケースがあります。

第3 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する目標と基本的な方針

1 目標

犬及び猫の殺処分数について、以下の数値目標を設定します。

目標1：譲渡可能な個体の殺処分数をゼロにする

目標2：殺処分数を半減させる（令和3年度比）

国の基本指針に沿って犬及び猫の殺処分数を

- ① 譲渡することが適切でない（治療の見込みがない病気や攻撃性がある等）
- ② ①以外の処分（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難）
- ③ 引取り後の死亡

の3つに分類し、收容された動物の返還と適正な譲渡を促進することで、令和12年度までに②に該当する個体の殺処分数をゼロにするとともに、①、③についても、飼い主責任の徹底、無責任な餌やりの防止、繁殖防止措置の実施等について普及啓発を行うことで引取り数を減少させ、殺処分数（①+②+③）を半減させることを目指します。

	目標1		目標2	
	②		①+②+③	
	犬	猫	犬	猫
現状 (令和3年度)	0	27	110	441
↓	↓	↓	↓	↓
目標 (令和12年度)	0	0	55	220

2 連携、協働による施策の推進

動物に係る問題は、地域に密着した問題から広域的な問題まで様々であり、その対応には千葉県だけでなく、指定都市、中核市、市町村、動物愛護団体等多くの機関等が関わっています。

こうしたことから、それぞれの機関や団体等の役割を明確にし、協働体制を構築します。

それぞれの役割等に係る考え方は以下のとおりです。

○ 千葉県

動物愛護に係る方向性を示し、広域的な事業の企画および実施、普及啓発、国や関係機関等との連絡調整、市町村と連携した苦情・相談対応、危機管理対応、情報発信等を行うとともに、ボランティア等の行う地域活動については、指定都市、中核市を含めた市町村と連携して支援します。

また、人への侵害を防止するための犬の捕獲や、動物愛護管理法に基づく引取り等により動物を収容するため、動物愛護の観点から適正な管理を行い、収容動物の健康状態に配慮する必要があります。

○ 指定都市・中核市

県と同様の役割と、市としての地域的な役割を併せ持っていることから、県と連携、協力するとともに、本計画の方向性に合わせ、地域の状況に応じた施策を実施していくこととなります。

○ 市町村

地域的な動物愛護関係事業の企画及び実施、普及啓発、地域に密着した苦情や相談等の対応、地元ボランティアとの連携や支援等を行います。

さらに、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射について推進するとともに、県と協力して必要な指導等を行います。

また、市町村における避難所設置等について、災害時の動物対策の検討が必要となっています。

○ 飼い主

動物を飼う前からその動物の生理、習性を理解し、最期まで面倒を見るといった、飼っている動物に対する責任と、法令等を遵守するとともに、他人に迷惑をかける等の社会に対する責任を果たす必要があります。

さらに、飼い主一人ひとりがきちんと飼い主責任を果たし、それぞれの見本となることで、全体への普及が望まれます。

○ 動物取扱業者等

関係法令等を遵守することはもちろんですが、まずは自らが動物の飼養者としての責任を果たし、さらには、これから動物を飼おうとする人へ適正飼養や不妊去勢手術等について十分説明するとともに、しつけやマナーに関するアドバイスを行うことによって、飼い主責任が果たされるよう、啓発を行う立場にあります。

○ 県民

動物愛護思想への正しい理解と「人と動物の共通感染症」に関する正しい知識の習得、地域活動に対する住民相互の理解と支援、協力等を行うことによって、人と動物の共生する社会を実現することができます。

○ 推進員

地域における動物愛護の中心的な役割を果たすことが期待されており、動物愛護管理法により、以下の活動を行うことが規定されています。

- ・ 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- ・ 住民の求めに応じた犬、猫等のみだりな繁殖の防止措置等に関する必要な助言をすること。
- ・ 飼い主に対して犬、猫等の譲渡のあっせん、その他必要な支援をすること。
- ・ 動物の愛護と適正な飼養の推進のために県が行う施策への必要な協力をすること。
- ・ 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るために県が行う施策への必要な協力をすること。

○ 動物愛護団体等

それぞれの地域で動物愛護活動を行っているので、役割としては推進員と共通します。行政との連携、協力を図るとともに、本計画の方向に合わせた活動を通じて、人と動物の共生する社会づくりを推進していくことが期待されています。

○ 獣医師及び獣医師会

専門的な立場から、飼い主に対して動物の不妊去勢手術に関する説明を行うこと、適正飼養等に関する助言を行うことや、狂犬病をはじめとする人と動物の感染症等についての正しい知識の普及啓発、飼い主責任の周知を図ることが期待されています。

す。

また、虐待等の疑いのある動物を発見した際の通報が義務付けられたことにより、早期の発見や対応につながることを期待されます。

3 飼い主責任の徹底

動物の飼い主には、狂犬病予防法に基づく登録と狂犬病予防注射の実施など法律や条例を守るだけでなく、義務付けられていなくても周辺住民や通行人に迷惑をかけるないように配慮するマナー、すなわち社会的責任が求められます。

また、飼っている動物に対する責任として、動物の本能や習性を理解した上で、家族の一員として最期まで面倒を見なくてははいけません。可愛いからといった安易な動機で飼い始めるのではなく、最期まで飼うことができるかどうか、家族で十分に検討するとともに、様々な理由で急に飼えなくなってしまった場合にも備えておく必要があります。

こうした飼い主責任を徹底していくことで、動物に関する種々の問題を減らすことができるだけでなく、殺処分数の減少、ひいては人と動物の共生する社会の実現につながる施策として考えています。

4 地域における取組に対する支援

動物に起因する問題やその解決方法は、それぞれの地域で異なります。

そのため、地域における取組や問題解決の核となる推進員の委嘱やボランティア等の育成を行い、飼い主のいない猫に係る活動など、地域における取組を支援します。

第4 課題への取組

1 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備

(1) 動物愛護管理推進協議会の設置

動物愛護管理法第39条の規定による協議会を設置し、推進員の委嘱の推進、推進員の活動に対する支援、本計画その他動物の愛護及び管理に関することを協議し、協議内容については随時公開することとします。

なお、協議会については、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、学識経験者等、様々な立場の方を招集することで公平性を確保し、幅広い合意形成を得られる構成

とします。

(2) 動物愛護推進員の委嘱

地域における動物の愛護及び適正な飼養について助言等を行うため、動物愛護管理法第 38 条の規定による推進員を委嘱します。

委嘱の方法や責務等については、協議会において検討し、決定することとします。

(3) 関係機関、関係団体等との連携、協力

意見交換会等を開催して情報の共有化を図るとともに、それぞれの役割を明確にすることにより、動物の飼養に起因する問題解決の効率化を図ります。

(4) 人材育成

地域における活動や災害時活動ができる人材を育成するため、専門的な知識や技術習得を目的としたセミナーやボランティア講習会を開催します。

ボランティア講習会受講者は「千葉県動物愛護ボランティア」として登録し、各事業への協力を求めます。

2 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策

(1) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

みだりな繁殖を防止し、適正飼養の徹底を図るため、動物の習性についての知識を広め、適正な飼養方法、禁止行為等について普及啓発を実施します。

ア 適正飼養に関する普及啓発

関係行政機関だけでなく、飼い主と接する機会の多い動物病院、動物取扱業者、ペット関連商品を取り扱う店舗等の協力を得て、ポスター、パンフレット、パネル等を設置し、飼い主に直接アピールできる場所を広げていきます。

イ 遺棄及び虐待の防止

令和元年度の動物愛護管理法改正により、動物の遺棄・虐待等について罰則が強化されたこと、虐待の通報が獣医師に義務付けられたことの周知徹底を図り、警察との連携をより一層推進し、遺棄・虐待の防止を図ります。

また、動物の遺棄に関するパンフレットや注意プレート等を用いて、その行為が犯罪であることの周知を図ります。

(2) 地域における取組に対する支援

飼い主のマナー欠如による近隣への迷惑行為や飼い主のいない猫による問題など

地域に密着した課題に係る動物愛護管理活動を支援するため、以下の施策を講じます。

ア 推進員による地域活動の推進

推進員を委嘱し、地域における活動を支援します。

イ 地域における動物愛護団体等との協働体制の構築

子犬や子猫の引取りが多い地域において、繁殖防止措置に係る普及啓発活動を実施するなど、行政及び各団体等が一体となって動物愛護を推進する体制を構築します。

ウ 地域猫活動の支援

地域住民が主体となり、ボランティア及び行政が協働して実施する地域猫に関する活動については、「専門的知識を要する問題への助言及び資料提供」、「講習会等への講師派遣」、「不妊去勢手術」、「人材の育成」などの支援を行います。

(3) 所有明示措置の推進

災害時等に動物がはぐれてしまった場合に、所有者が判明するよう、動物に名札やマイクロチップ等を装着して、所有者を明らかにする措置を実施する必要があります。

また、所有者責任の所在が明確化されることで、動物の遺棄等の防止につながることを期待されるため、その意義や役割について啓発します。

なお、犬及び猫へのマイクロチップの装着については、令和元年度の動物愛護管理法改正によって次のように規定され、令和4年6月から施行されています。

ア 犬猫等販売業者

ブリーダーやペットショップが所有する犬及び猫にはマイクロチップの装着と、所有者情報の登録が義務になりました。このことについて、立入検査時や研修会等で周知を図ります。

イ 一般所有者（犬猫等販売業者以外）

マイクロチップを装着するよう努めることとされました。なお、マイクロチップが装着された犬や猫を購入した場合や譲り受けた場合は、所有者情報の変更登録が義務になりました。

このことについて、パンフレットの配布等で周知を図ります。

(4) 動物取扱業の適正化

令和元年改正法の施行に伴い、第一種動物取扱業者に対し、事業所での現物確認・

対面説明が義務化されたこと、動物取扱責任者の選任要件が厳格化されたこと、帳簿の備付け等を要する取扱が追加されたこと、販売日齢の規制が変わること、販売される犬猫へのマイクロチップ装着、所有者情報の登録が義務化されること等について周知を図ります。

また、犬猫等の譲渡しを行う第二種動物取扱業者についても、帳簿の備付けが義務付けられたことの周知を図ります。

令和3年6月には、動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令等が公布されました。

動物取扱施設等への立入検査時に、施設基準や飼養管理基準の遵守状況を確認し、必要な指導を行うとともに、動物取扱責任者を対象に、研修会を開催するなど資質向上のための機会を提供します。

(5) 実験動物の適正な取扱いの推進

動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものです。その科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、利用目的を達することができる範囲内で、国際的にも普及・定着している「3Rの原則」を踏まえた実験動物の取扱いが必要です。

※「3Rの原則」

Refinement: 苦痛の軽減

できる限り動物に苦痛を与えない方法によって行うこと

Reduction: 使用数の削減

できる限り利用に供される動物の数を少なくすること

Replacement: 代替法の活用

できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること

そのため、動物の生理、生態、習性等に配慮し、動物に対する感謝の念及び責任を持って適正な飼養及び保管を行い、人の生命又は財産に対する侵害を防止し、周辺的生活環境を保全することについて、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年環境省告示第88号）等について、関係機関への周知を図ります。

また、災害時における実験動物の安全の確保については、日頃からその対策を検討し、自主的な対応がとられるよう周知を図ります。

(6) 産業動物の適正な取扱いの推進

日本も加盟している国際獣疫事務局（O I E）で、アニマルウェルフェアに関する勧告が順次採択されています。これを踏まえて、各畜種ごとにアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の普及・定着が図られています。

このような動向を踏まえながら、関係機関と連携して、動物愛護管理法に基づく「産業動物の飼養及び保管に関する基準」（昭和 62 年総理府告示第 22 号）等の周知を図るとともに、災害時における産業動物の取扱いについても情報共有を図ります。

(7) 人と動物の共通感染症に関する普及啓発

公衆衛生及び動物福祉の観点から「人と動物の共通感染症」について情報収集を行い、パンフレットやホームページ等で普及啓発を行います。

また、獣医師会や市町村と連携し、狂犬病予防法に基づく登録、狂犬病予防注射、鑑札及び注射済票装着の周知徹底を図ります。

(8) 特定動物による危害の防止

特定動物の飼養者に対しては、逸走防止措置や周辺住民への危害防止が図られるよう、関係機関や市町村等と情報を共有し、適切な指導等を実施します。

また、万が一、特定動物が逸走した場合には、人への生命、身体又は財産への侵害を防止するため、組織的な対応をとるとともに、情報収集及び関係機関への情報提供を迅速に行います。

さらに、逸走事故の状況を把握し、再発防止措置についても適正な指導等を実施します。

(9) 犬又は猫の多頭飼養の適正化

多頭飼養に起因する問題の発生を未然に防止する観点から、一定頭数以上の多頭飼養者を把握するとともに、関係機関等とも連携しながら、早い段階から適正飼養に関する必要な指導・助言を行います。また、この問題の予防、発見、対応、再発防止に当たり、社会福祉部局を含めた様々な行政関係機関やボランティア等との情報共有・連携体制の強化を図ります。

3 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策

災害時においても、人と動物が安心して過ごせるようにするために、以下の対策を講じます。

(1) 普及啓発等

平常時から飼い主に対して、逸走防止、所有明示措置、備蓄品の確保、健康管理及びしつけ、預け先の確保等、災害への備えが必要であることについて普及啓発を行います。

避難が必要な時は、自己又は他人の生命及び身体の安全の確保に支障を生じない限度で、速やかに犬猫等の動物を保護し、可能な限り同行避難することについて普及啓発を行います。

また、避難所を運営する市町村に対して、ペットの同行避難を想定した避難訓練について情報提供するとともに、災害の性質や施設の規模等を考慮した動物の飼養場所や適正な飼養管理等について助言を行います。

今後も関係団体とも連携しながら、市町村への支援を実施していきます。

(2) 災害時動物救護活動マニュアル

避難所や被災地における飼い主への支援活動や被災地における動物の救護活動などを円滑に行うため、必要に応じて、以下の項目を記載したマニュアルの見直しを行います。

- ア 負傷動物の保護、治療、保管
- イ 逸走動物の保護、収容、治療
- ウ 飼育困難な動物の一時保管
- エ 新たな飼い主探し
- オ 保護した動物の飼い主探し及び情報提供
- カ 被災地における飼養動物への餌の配布
- キ 避難所等における適正飼養に関する助言等
- ク ボランティア等人材の調整等
- ケ 救援物資等の管理等
- コ その他動物に関する相談等

(3) 体制の整備

「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、獣医師会、動物愛護団体等と協定を締結するとともに、ボランティア団体、指定都市、中核市、市町村、近隣自治体との協議により、広域的に連携し、協力する体制を整備します。

4 動物の愛護及び管理に関する普及啓発

(1) 各機関、各団体等との協働による普及啓発活動

動物の愛護と適正飼養の普及には、感受性豊かな子供達への啓発が必要と考えられるため、その成長過程に応じ、命の大切さや動物を飼うことに伴う責任などに関して啓発を図ります。

また、学校などの教育機関等と協働し、各施設で飼養・保管される動物の取扱いに係る啓発等を含め、動物の愛護及び適正な飼養管理について普及啓発を行います。

(2) 各種教室等の開催制度の確立

行政単独ではなく、知識や技術を有する各団体等との協働による各種教室等の開催を推進し、動物の生態や正しい飼い方などの知識や技術を提供します。